（別紙　２）

**特定事業所集中減算届出に係る必要提出書類**

|  |  |
| --- | --- |
| 正当な理由の内容 | 提出書類 |
| １　居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に対象サービス（福祉用具貸与事業所は除く）がサービスごとでみた場合に５事業所未満である場合（居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域の一部が特別地域居宅介護支援加算を受けられる地域である場合、その地域の事業所数は除く。） | ・特定事業所集中減算に関する届出書 |
| ２　特別地域居宅介護支援加算を受けられる地域に居宅介護支援事業所がある場合（ただし、特定の法人が運営する福祉用具貸与事業所に集中した場合を除く。） | ・特定事業所集中減算に関する届出書 |
| ３　判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が２０件以下である場合 | ・特定事業所集中減算に関する届出書 |
| ４　同一法人への紹介率が８０％を超えている場合であっても、その居宅サービスに係る判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が１０件以下である場合 | ・特定事業所集中減算に関する届出書 |
| ５　新規に指定を受け開設した事業所 | ・特定事業所集中減算に関する届出書 |
| ６　利用者の事業所を選定する過程が公正中立で適正であると認められるとともに、集中する要因として２つの要件をいずれも客観的に証明できる場合。（２つの要件は、「特定事業所集中減算に係る「正当な理由」について」を参照のこと。） | ・特定事業所集中減算に関する届出書・２つの要件を客観的に証明できる説明資料（任意書式） |
| ７　サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合。 | ・特定事業所集中減算に関する届出書・居宅介護支援事業所の選択に関する理由書（様式１、写し）・様式１の選択理由が客観的に確認できる挙証資料（任意書式） |
| ８　サービスの提供に当たって指示を受けた主治の医師等との密接な連携を確保するため、医師の指示により特定の事業者に集中していると認められた場合。 | ・特定事業所集中減算に関する届出書・利用者の主治の医師等が発行するサービス提供指示の文書、又は、サービス提供指示に関する医師の指示を記録した文書（事業所保管にて、提出不要） |
| ９　その他正当な理由と市町村長が認めた場合 | ・特定事業所集中減算に関する届出書・正当な理由を客観的に証明できる説明資料（任意書式） |

※ご提出いただいた添付資料を基に、土佐清水市によるヒアリングを実施する可能性があります。

※事例によっては、上記以外の添付資料を求める場合があります。